

ご確認ください! 屋外広告物は申請が必要です

まちなかなどに設置されている看板、道標、広告塔などは、条例上「屋外広告物」と呼びます。屋外広告物はルールに基づき表示・設置し、原則、市に申請して許可を受ける必要があります。詳しくは、都市計画課（東庁舎2階、☎47-8694）へ。

屋外広告物とは

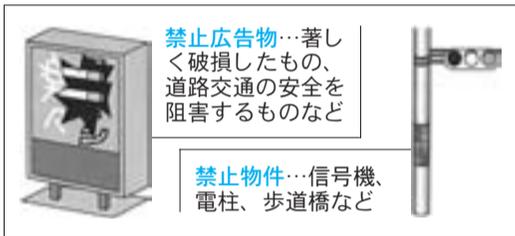
屋外広告物とは、下の4つの要件をすべて満たすものを呼びます。営利目的か

- ①常時または一定の期間継続して表示されるもの
- ②屋外で表示されるもの
- ③公衆に表示されるもの
- ④看板、立看板や、広告塔(板)などの工作物に表示されたもの、またはこれらに類するもの

否かは問いませんのでご注意ください。※自分の敷地内でも規制がかかります

掲出できない屋外広告物など

条例では、掲出できない「禁止広告物」や、広告物を掲出できない「禁止物件」、
「禁止地域」が定められています。



また、屋外広告物の種類により、設置できる面積や高さなどに基準が定められています。詳しくは、市HPでご確認ください。

許可申請

許可申請書（市HPからダウンロード可）に必要書類を添付し、都市計画課に申請してください。設置場所や面積などの基準を審査します。また許可には、面積などに応じ、審査にかかる手数料が必要です。

なお、自己の住所・事務所などに設置する自家広告物は、1事業所あたり表示面積合計10㎡以下の場合、許可申請は不要です。また、高さや面積などが基準に違反する広告は、許可ができません。

基準を違反した屋外広告物が氾濫すると、良好な景観を損なうばかりでなく、交通安全上の問題を招いたり、落下や倒壊など皆さんの安全を脅かす危険性があります。

こうした事態を未然に防ぐため、市は随時、申請内容や設置状況などを現場確認し、無許可設置や違反広告物などが確認された際は、許可申請や、早期の改修などを是正を求めています。

設置者の皆さんは、改めてルールを確認し、美しく安全で住みよいまちづくりにご協力をお願いします。

安全点検の義務化

全国で屋外広告物の落下などの事故が多発しています。こうした事故を未然に防ぐため、現在、許可されている屋外広告物については、更新申請時に、有資格者による安全点検の実施が義務化されています。



はかりの定期検査

取引や証明に使用する「はかり」の定期検査が右表のとおり行われます。

該当する事業者の皆さんは、必ず検査を受けてください。なお、この検査を受けていない「はかり」を使用すると、計量法違反になります。

- 持ち物／はかりと付属品、手数料（種類や大きさによって異なります。岐阜県計量検定所HPで要確認）
- 問合せ／同検定所（☎058-254-8188）へ

災害時要援護者台帳に 登録しませんか？ 自力避難に心配がある皆さん

ひとり暮らしの高齢者や障がいがある人などは、災害発生時の避難に手助けが必要な場合があります。

災害時要援護者台帳は、こうした人の氏名・住所・緊急連絡先などを本人の同意により登録しておくもので、自治会などにあらかじめ提供され、災害発生時の援護活動などに活用されます。

自力での避難に心配がある人はご登録ください。

❖対象／市内で在宅生活し、災害発生時に本人や家族などによる避難が困難で、下表のいずれかに該当する人

❖台帳の提供先／自治会、民生・児童委員、社会福祉協議会、警察署、消防署

❖申込／印鑑を持参し、下表の申込先（上石津・墨俣地域事務所も可）へ。または、申込書（市HPからダウンロード可）に必要事項を記入・押印のうえ、社会福祉課（〒503-8601 丸の内2-29）へ

❖問合せ／社会福祉課（☎47-7256）へ



対象者	申込先
65歳以上のひとり暮らしの人	高齢介護課、または民生委員・児童委員
要介護1以上の介護認定を受けている人	高齢介護課
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを持っている人	社会福祉課
その他災害時に地域の援護が必要な人	

災害発生時には、支援者も被災者となることが考えられます。「自分の身は自分で守る」という心構えを忘れずに。

消防活動の功績をたたえ 表彰披露 (敬称略)

消防庁長官表彰

- ◆退職消防団員第1号表彰／前団本部副団長＝河合利彦、前団本部本部長＝久野威、志知正美、長崎克彦、前三城分団副分団長＝子安省悟
- ◆退職消防団員第2号表彰／前綾里分団分団長＝村木芳史、前墨俣東分団分団長＝櫻井喜久男、前西分団副分団長＝鈴木康治、前安井分団副分団長＝宮川孝行、前墨俣西分団副分団長＝近藤潤一、前墨俣東分団部長＝水野憲治、前興文分団班長＝横山茂樹、前墨俣東分団班長＝渡邊伊智郎、鈴木剛

岐阜県知事表彰

- ◆退職消防団員表彰／前日新分団副分団長＝河合宏弥、前宇留生分団副分団長＝棚橋新也、前静里分団副分団長＝奥田恒一、前東分団部長＝吉田穰二、前青墓分団部長＝浅野茂樹、前墨俣西分団部長＝北島春雄、前浅草分団団員＝安田祐智



おわびと訂正

本紙1月1日号8面に掲載の「消防表彰披露」および1月15日号6面に掲載の「出初表彰」のお名前に誤りがありました。正しくは、次のとおりです。

- 【1月1日号】岐阜県知事表彰・優秀家族賞／安田涼子（綾里分団員の家族）
- 【1月15日号】大垣市消防団長表彰・勤労章／北分団班長＝佐竹竜治

と き	と ころ
2/5(月)	JAにしみの墨俣支店(墨俣町墨俣)
2/6(火)	10:00 えぼしふれあい会館(上石津町下山)
2/7(水)	12:00 農村環境改善センター(上石津町上原)
2/8(木)	JAにしみの牧田支店(上石津町牧田)
2/9(金)	10:00 JAにしみの赤坂支店(草道島町)
2/13(火)	15:00 JAにしみの荒崎支店(長松町)
2/14(水)・15(木)・16(金)	9:30 JAにしみの三城支店(三塚町)
2/19(月)・20(火)	15:00 JAにしみの洲本支店(島里)